

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	登別市 ...
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2) ...
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2015062900012/">http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2015062900012/</a>

執行機関名 登別市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		登別市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第4号)別表第1 第3の項 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(昭和47年規則第22号)第1条及び第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定に基づいて設置された私立の幼稚園をいう。以下「幼稚園」という。)の設置者が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免をする場合に、市が行う幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。 第3条 市は、幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が当該幼稚園に在園する満3歳児(満3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに年度の途中から幼稚園に入園する園児をいう。以下同じ。)、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して保育料等を減免する場合には、当該設置者に対し次の表に掲げる額を限度として補助金を交付する。ただし、同表イ欄の区分に該当する場合であっても、同表ア欄の区分により算定した額が、同表イ欄の区分により算定した額を超える場合は、同表ア欄の区分により算定した額を適用することができる。

⑦独自利用事務の関連規範

登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(昭和47年規則第22号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第7条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の高等学校等就学支援金(同法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該補助金の交付の申請に係る園児の保護者に係る市町村民税に関する情報
備考		